

平成28年第4回大山町教育委員会

招集年月日 平成28年3月24日(木) 午後3時

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席委員

1番	林原浩子	2番	湊谷紀子	3番	金田吉人
4番	山根 浩	5番	伊澤百子		

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案 第 1 号 大山町放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第 4 議案 第 2 号 大山町就学援助費給付要領の一部を改正する要領について

日程第 5 議案 第 3 号 大山町家庭保育支援給付事業実施要綱の制定について

日程第 6 議案 第 4 号 大山町放課後児童クラブ一時利用運営要綱の一部を改正する要綱について

日程第 7 議案 第 5 号 大山町立図書館館長の選任について

日程第 8 議案 第 6 号 平成28年度 要保護児童生徒の認定について

日程第 9 議案 第 7 号 平成28年度 準要保護児童生徒の認定について

日程第10 議案 第 8 号 区域外就学について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成28年 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
2月25日	木	人権政策確立要求実行委員会学習会(倉吉市)、大山町子ども見守り隊研修会
26日	金	大山町要保護児童対策地域協議会(本庁舎)、町立図書館・学校図書館連絡会議
27日	土	なかやま公民館まつり(～28日)
28日	日	西部地区町村社会教育協議会(日吉津村)
29日	月	3月管理職会議、西部教育局来庁
3月1日	火	ライオンズクラブ代表来庁
2日	水	米子松蔭高等学校卒業式、六長合同会議
3日	木	大山町議会3月定例会(開会、報告、提案理由説明、補正予算質疑・採決)、第2回大山町教育振興会評議員会
4日	金	通級指導教室継続審議会、名和さくらの丘保育園お茶会、町人権・同和教育推進協議会行政部会研修会(本庁舎)、一般質問通告締切
5日	土	嘉手納町制40周年記念式典(3/4～3/6)、国立公園記念スキー大会(大山ホワイトリゾート)、大山悟道場(国際ファミリープラザ)
7日	月	管理職会議(一般質問)
8日	火	大山町議会3月定例会(議案の質疑)
9日	水	小地域懇談会事後研修会(本庁舎)、ことぶき学級閉講式(保健福祉センターなわ)
10日	木	大山カレッジ修了式(中山中学校)、教育長表彰(中学校)
11日	金	中学校卒業証書授与式
12日	土	教職員人事異動最終折衝、教育長内示(鳥取市:～13日)
14日	月	教育長表彰(大山西小)、臨時教育委員会、大山町人権口演会(大山支所)
15日	火	教育長表彰(大山小、名和小、中山小)、大山町交通安全対策会議
16日	水	大山町議会本会議(一般質問:～17日)、教職員人事異動に係る校長内示
17日	木	管理職会議(役場職員人事異動内示)
18日	金	小学校卒業証書授与式
22日	火	「面瀬の沈船」刊行記者発表、管理職会送別会
23日	水	大山町文化財保護審議会、大山町子ども子育て会議
24日	木	大山保育所卒所式、離任教職員あいさつ式、定例教育委員会、大山小派遣教員等来庁

今 後 の 予 定

月 日	曜日	件 名
3月25日	金	大山町議会3月定例会(討論、採決、閉会)
26日	土	ライオンズカップ西伯郡中学校野球大会(大山野球場)
28日	月	中山みどりの森保育園卒所式、庄内保育所卒所式
29日	火	大山きやらぼく保育園卒所式、名和さくらの丘保育園卒所式
31日	木	役場職員退職辞令交付式・退任式

4月1日(金) 9:30～教職員辞令交付式、転入教職員挨拶 ※9時10分過ぎに教育長室に集合
18:30～教育委員会部局管理職歓送迎会(弓ヶ浜荘)

4月7日(木) 町内小・中学校始業式、着任式

4月8日(金) 町内小・中学校入学式(午前:小学校、午後:中学校)

議案第1号

大山町放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について

大山町放課後児童クラブ条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成28年3月24日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩
平成28年3月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

大山町放課後児童クラブ条例施行規則（平成19年大山町教育委員会規則第4号）の一部を次のように改める。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(様式第3号)(第3条関係)</p> <p>大山町放課後児童クラブ利用登録却下通知書</p> <p>略</p> <p>※注</p> <p>1 <u>この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大山町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</u></p> <p>2 <u>この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大山町を被告として(訴訟において大山町を代表する者は大山町長になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</u>ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p>(様式第3号)(第3条関係)</p> <p>大山町放課後児童クラブ利用登録却下通知書</p> <p>略</p> <p>(新設)</p>

(様式第8号) (第5条関係)

大山町放課後児童クラブ費減免申請却下通知書

略

※注

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大山町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大山町を被告として(訴訟において大山町を代表する者は大山町長になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第9号) (第6条関係)

大山町放課後児童クラブ利用登録取り消し通知書

略

※注

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大山町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大山町を被告として(訴訟において大山町を代表す

(様式第8号) (第5条関係)

大山町放課後児童クラブ費減免申請却下通知書

略

(新設)

(様式第9号) (第6条関係)

大山町放課後児童クラブ利用登録取り消し通知書

略

(新設)

る者は大山町長になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第2号

大山町就学援助費給付要領の一部を改正する要領について

大山町就学援助費給付要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成28年 3月24日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成28年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町就学援助費給付要領の一部を改正する要領

大山町就学援助費給付要領（平成18年大山町教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>(給付対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>(給付対象経費)</p> <p>第3条 援助費の給付対象は、次の各号に掲げる経費とする。</p> <p>(1) <u>学用品購入費等</u></p> <p><u>(a) 学用品費</u></p> <p>児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験、実習教材を含む)費又はその購入費の額</p> <p><u>(b) 通学用品費</u></p> <p>児童又は生徒(児童生徒のうち第1学年の者を除く)が通学のために通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等)費の価格又は購入費の額</p> <p><u>(c) 校外活動費(泊を伴わない)</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>(給付対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>(給付対象経費)</p> <p>第3条 援助費の給付対象は、次の各号に掲げる経費とする。</p> <p>(1) <u>学用品費</u></p> <p>児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験、実習教材を含む)費又はその購入費の額</p> <p><u>(2) 通学用品費</u></p> <p>児童又は生徒(児童生徒のうち第1学年の者を除く)が通学のために通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等)費の価格又は購入費の額</p> <p><u>(3) 校外活動費(泊を伴わない)</u></p>

児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料の額

(d) 校外活動費(泊を伴う)

児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動(学年を通じて一回を限度とする。修学旅行は除く)に参加するために直接必要な交通費及び見学料の額

(e) 新入学児童生徒学用品費等

新入学児童又は生徒(年度当初に援助費給付対象として認定された児童生徒に限る)が入学にあたって通常必要とする学用品及び通学用品の購入費とする。

(2) 通学費

最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費

片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上の者について、該当者が利用する交通機関の旅客運賃とする。(豪雪地帯等特別措置法第2条第1項の規定に基づいて豪雪地帯の指定に豪雪地帯に係る地帯によるときは、児童にあつては2km以上、生徒にあつては3km以上とする)ただし、障害児学級の児童生徒については距離を問わない。

(3) 修学旅行費

児童又は生徒が修学旅行(小学校又は中学校を通じて、それぞれ一回に限る)に参加するために直接必要な交通費、宿泊料、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物運送料、しおり代、通信費、旅行取り扱い料金の額とする。

(削る)

(4) 医療費

児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料の額

(4) 校外活動費(泊を伴う)

児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動(学年を通じて一回を限度とする。修学旅行は除く)に参加するために直接必要な交通費及び見学料の額

(新設)

(5) 通学費

最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費

片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上の者について、該当者が利用する交通機関の旅客運賃とする。(豪雪地帯等特別措置法第2条第1項の規定に基づいて豪雪地帯の指定に豪雪地帯に係る地帯によるときは、児童にあつては2km以上、生徒にあつては3km以上とする)ただし、障害児学級の児童生徒については距離を問わない。

(6) 修学旅行費

児童又は生徒が修学旅行(小学校又は中学校を通じて、それぞれ一回に限る)に参加するために直接必要な交通費、宿泊料、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物運送料、しおり代、通信費、旅行取り扱い料金の額とする。

(7) 新入学児童生徒学用品費等

新入学児童又は生徒(年度当初に援助費給付対象として認定された児童生徒に限る)が入学にあたって通常必要とする学用品及び通学用品の購入費とする。

(8) 医療費

伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病のうち、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に掲げられた次の疾病の治療に要する費用とする。

- ア トラホーム及び結膜炎
- イ 白癬、疥癬及び膿か疹
- ウ 中耳炎
- エ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- オ う歯(保険診療の対象となる治療まで)
- カ 寄生虫病(虫卵保有を含む)

(5) 学校給食費

学校給食を実施するために、直接必要な経費とする。

(給付金額)

第4条 略

2 略

(給付の申請)

第5条 略

(給付の認否の決定等)

第6条 略

2 略

(認定の取消)

第7条 略

2 略

(給付方法等)

第8条 略

(学校長の代理受領)

第9条 略

(書類の整備)

第10条 略

2 略

(その他)

第11条 略

伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病のうち、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に掲げられた次の疾病の治療に要する費用とする。

- ア トラホーム及び結膜炎
- イ 白癬、疥癬及び膿か疹
- ウ 中耳炎
- エ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- オ う歯(保険診療の対象となる治療まで)
- カ 寄生虫病(虫卵保有を含む)

(9) 学校給食費

学校給食を実施するために、直接必要な経費とする。

(給付金額)

第4条 略

2 略

(給付の申請)

第5条 略

(給付の認否の決定等)

第6条 略

2 略

(認定の取消)

第7条 略

2 略

(給付方法等)

第8条 略

(学校長の代理受領)

第9条 略

(書類の整備)

第10条 略

2 略

(その他)

第11条 略

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

議案第3号

大山町家庭保育支援給付事業実施要綱について

大山町家庭保育支援給付事業実施要綱を次のように制定する。

平成28年3月24日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成28年3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町家庭保育支援給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳児を日中家庭で保育する保護者に対し、家庭保育支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、経済的支援及び乳児との愛着形成の深化の助長を図り、もって乳児の健全な育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で乳児とは、町内に住所を有し、かつ、現に町内に居住している生後8週間を超え満1歳に満たない乳児をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 町内に住所を有し、現に町内に居住している者で、乳児を家庭で1箇月以上継続して保育している父又は母（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項に規定する育児休業に起因する給付金、手当等を受給している者は除く。）
- (2) 町内に住所を有し、現に町内に居住している者で、父又は母に代わり乳児を家庭で1箇月以上継続して保育している祖父又は祖母。ただし、乳児の父又は母が、大山町保育の必要性の認定基準に関する規則（平成27年大山町規則第6号）第3条各号（第6号及び第11号を除く。）の規定のいずれにも該当しないときは、支給対象者としない。

(支給制限)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは支給対象者に給付金の支給を行わないものとする。

- (1) 支給対象者及びその配偶者（支給対象者が、前条第2号に該当する場合は、乳児の父及び母を含む。）が、保育料、町税その他町の収入に係る滞納があるとき。
- (2) 支給対象者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。
- (3) 支給対象者が、乳児の養育を著しく怠っていると町長が認めたとき。
- (4) 父、母及び乳児の居住の理由が、里帰り出産等一時的なものであると認められるとき。
- (5) その他町長が給付金の支給を適当でないとしたとき。

(支給金額)

第5条 町長は、第3条の規定による支給対象者に対し、1箇月につき乳児1人当たり30,000円の給付金を支給することができる。

2 前項の規定により給付金を支給する場合において、給付金の支給対象となる期間が、1箇月を超え1箇月に満たない期間があるときは、1日につき乳児1人当たり1,000円を支給することができる。
(申請手続等)

第6条 給付金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、大山町家庭保育支援給付金支給申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。
(支給要件の調査)

第7条 町長は、提出された資料のみでは支給対象者であることが確認できない場合は、申請者に対し、受給資格の有無の調査のために必要な事項に関する書類を提出させ、又は職員をして調査させることができる。
(支給の決定)

第8条 町長は、第6条の申請があったときは、審査を行い、給付の可否を決定し、大山町家庭保育支援給付金支給決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
(支給の方法)

第9条 町長は、前条の規定より給付金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、4月、7月、10月及び1月に、給付金を支給するものとする。

2 町長は、前項に規定する給付金を支給する月の前月までの給付金（第5条の規定により四半期ごとに算出した額）を受給者に支給するものとする。

3 町長は、給付金の支給期間が終了したとき、又は給付対象者の要件を満たさなくなったときは、前2項の規定にかかわらず、速やかに給付金を支給するものとする。

(届出)

第10条 受給者は、支給対象者の要件を満たさなくなったときは、大山町家庭保育支援給付金支給事由消滅届（様式第3号）を速やかに町長に提出しなければならない。

(給付金の返還)

第11条 町長は、受給者がこの要綱の規定に違反したとき又は偽り、その他不正な手段により給付金の支給の決定を受けたと認めるときは、支給の決定を取り消し、既に支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

大山町家庭保育支援給付金支給申請書

大山町長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

連絡先

大山町家庭保育支援給付金を受けたいので、大山町家庭保育支援給付事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請をします。

乳児 氏名	
住所	
生年月日	年 月 日 生まれ
乳児との続柄	1 父 2 母 3 祖父 4 祖母
家庭での子育ての期間	年 月 日～ 年 月 日

添付書類

- 1 申請者及び乳児の健康保険証
- 2 乳児との続柄が住民基本台帳で確認できない場合、確認できるもの(乳児の戸籍謄本等)

本申請の審査にあたり、私及び乳児世帯の住民基本台帳の閲覧、町税等納付状況を確認することに同意します。

申請者氏名 ㊟

様

大山町長

印

大山町家庭保育支援給付金支給決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった大山町家庭保育支援給付金支給について、下記のとおり決定（却下）しましたので大山町家庭保育支援給付事業実施要綱第8条の規定により通知します。

乳児 氏名	
住所	
生年月日	年 月 日 生まれ
支給の可否	1 支給する 2 支給しない
(却下理由)	
支給金額	1 箇月につき乳児1人当たり 30,000円 (給付金の支給対象となる期間が、1箇月を超えて1箇月に満たない期間がある場合は、1日につき乳児1人当たり 1,000円)
支給対象期間	年 月 日から 年 月 日まで

※注

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大山町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大山町を被告として(訴訟において大山町を代表する者は大山町長になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 3 号 (第 10 条関係)

年 月 日

大山町長 様

届出者 住 所

氏 名

㊟

大山町家庭保育支援給付金支給事由消滅届

年 月 日付で支給決定通知のあった大山町家庭保育支援給付金について、
大山町家庭保育支援給付事業実施要綱第 10 条の規定により届出します。

給付金支給消滅事由

支給期間途中の取り下げ

理由

消滅年月日

年 月 日

議案第4号

大山町放課後児童クラブ一時利用運営要綱の一部を改正する要綱について

大山町放課後児童クラブ一時利用運営要綱の一部を次のように改正する。

平成28年3月24日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成28年3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町放課後児童クラブ一時利用運営要綱の一部を改正する要綱

大山町放課後児童クラブ一時利用運営要綱（平成19年大山町教育委員会告示第11号）の一部を次のように改める。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(様式第3号)(第3条関係)</p> <p>大山町放課後児童クラブ一時利用登録却下通知書</p> <p>略</p> <p>※注</p> <p>1 <u>この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大山町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</u></p> <p>2 <u>この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大山町を被告として(訴訟において大山町を代表する者は大山町長になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</u>。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p>(様式第3号)(第3条関係)</p> <p>大山町放課後児童クラブ一時利用登録却下通知書</p> <p>略</p> <p>(新設)</p>

(様式第6号)(第5条関係)

大山町放課後児童クラブ一時利用クラブ費減免申請却下通知書

略

※注

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大山町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大山町を被告として(訴訟において大山町を代表する者は大山町長になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第7号)(第6条関係)

大山町放課後児童クラブ一時利用登録取り消し通知書

略

※注

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大山町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。)。

(様式第6号)(第5条関係)

大山町放課後児童クラブ一時利用クラブ費減免申請却下通知書

略

(新設)

(様式第7号)(第6条関係)

大山町放課後児童クラブ一時利用登録取り消し通知書

略

(新設)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大山町を被告として(訴訟において大山町を代表する者は大山町長になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第5号

大山町立図書館館長の選任について

大山町立図書館館長を次のとおり選任するものとする。

平成28年3月24日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成28年3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- | | |
|---------|-----------|
| 1 候補者名 | 別紙のとおり |
| 2 選任事由 | 現館長の退職による |
| 3 選任年月日 | 平成28年4月1日 |

議案第 6 号

平成 28 年度 要保護児童生徒の認定について

平成 28 年度 要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 28 年 3 月 24 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 28 年 3 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百 子

1. 平成 28 年度 要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 7 名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名

議案第 7 号

平成 28 年度 準要保護児童生徒の認定について

平成 28 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 28 年 3 月 24 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 28 年 3 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百 子

1. 平成 28 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 90 名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名

議案第8号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

平成28年3月24日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成28年3月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 区域外就学の申立て 1件 (詳細別紙) 認定件数 件